

埼玉県青少年健全育成条例の一部改正について（報告）

経緯

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）が成立

【公布日】令和5年12月13日

【施行日】公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日（政令未公布）

改正の概要

「大麻」を、麻薬及び向精神薬取締法の「麻薬」として位置付け規制する

法改正に伴い県条例に生じる影響

第20条（場所の提供及び周旋の禁止）

何人も、次に掲げる行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知つて、場所を提供し、又は周旋してはならない。

三 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の使用

影響

「大麻」は、「麻薬」に含まれるため、**重複表記**となる。

麻薬及び向精神薬取締法

【現行】

第2条第1号

麻薬 別表第一に掲げる物をいう。

「及び大麻」
を追加

【改正後】

第2条第1項第1号

麻薬 別表第一に掲げる物**及び大麻**をいう。

青少年健全育成条例

【現行】

第20条第3号

麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の使用

「、**大麻**」
を削除

【改正後】

第20条第3号

麻薬、あへん又は覚醒剤の使用

改正時期

R6.1.30 改正条例を公布

R6.2 県議会（2月定例会）にて報告

R6.前半 改正法の施行日と同日に施行